



令和8年5月8日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和8年4月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者(2営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 山本、二宮

電話：087-802-6774

## 一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年4月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和8年4月14日	一般貸切 (貸切バス)	徳島	・輸送施設の使用停止(60日車) ・文書警告	別添 ①
令和8年4月27日	一般貸切 (貸切バス)	徳島	・輸送施設の使用停止(100日車) ・文書警告	別添 ②

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年4月14日
事業者の氏名又は名称	横瀬観光有限会社(法人番号3480002008247)(代表者 桑原明生)
事業者の住所	徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原43番地17号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原43番地17
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年12月12日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。  (1)届出運賃によらない運賃を収受していたこと(法第9条の2第1項) (2)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(運輸規則第21条第1項)
当該違反点数	6点
事業者累積違反点数	6点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年4月27日
事業者の氏名又は名称	阿波バス交通有限会社(法人番号9480002011030)(代表者 森千明)
事業者の住所	徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓35-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓35-5
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年11月28日及び同年12月16日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼状況の録音及び録画記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第6項)</p> <p>(5)運転者等に対するアルコール検査状況の写真記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第7項)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項)</p> <p>(7)運行指示書の保存が確実になされていなかったこと(運輸規則第28条の2第2項)</p>
当該違反点数	10点
事業者累積違反点数	10点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。